

役務の業務委託に係る最低制限価格の算定基準について

制定 平成28年2月8日

改正 令和元年10月1日、令和3年3月1日

役務業務（建物（建物に付属する設備を含む。）の保守若しくは管理，建物，公園その他の施設の清掃，樹木の維持管理若しくは除草又は警備業法第2条第1項に規定する警備業務（同条第5項に規定する機械警備業務を除く。）に限る。）の委託に係る入札において設定する場合における最低制限価格は，特別な事情がある場合を除き，税抜きの予定価格の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数があるときは，その端数金額を切り上げた額とする。）に100分の110を乗じて得た額とする。

附 則（平成28年2月8日決定）

（施行期日）

1 この算定基準は，平成28年2月8日から実施する。

（適用区分）

2 この算定基準は，平成28年2月8日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（令和元年10月1日決定）

（施行期日）

1 この算定基準は，令和元年10月1日から実施する。

（適用区分）

2 この算定基準は，消費税及び地方消費税を合わせた税率として10%が適用される契約について適用する。

附 則（令和3年3月1日決定）

この取扱いは，決定の日から実施する。